

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例（令和8年静岡市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保全区域の告示）

第2条 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）保全区域の位置及び名称
- （2）保全する区域の指定又は区域の縦覧場所
- （行為の制限に係る許可の申請等）

第3条 条例第9条第2項の許可を受けようとする者は、着手の30日前までに様式第1号による静岡市におけるヤマトイワナの保全区域内行為許可申請書により、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。

- （1）行為をする区域の状況を明らかにした図面及び写真
- （2）放流をしようとする場合、放流個体（親魚、稚魚、発眼卵等）のDNAについて明らかにした書類
- （3）捕獲をした個体の飼養をしようとする場合にあっては、飼養施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- （4）捕獲をしようとする場合、その方法を明らかにしたもの
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に係る行為について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、条例第9条第1項の許可をしてはならない。

- （1）行為の目的が条例第9条第2項に規定する目的に適合しないこと。
- （2）行為によってヤマトイワナの保護に支障を及ぼすおそれがあること。

3 市長は、条例第9条第2項の許可をしたときは、様式第2号による許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。

4 条例第9条第2項の許可を受けた者は、行為をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

5 許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを市長に返納しなければならない。

6 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、行為の概要を市長に報告しなければならない。

附則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

静岡市におけるヤマトイワナの保全区域内行為許可申請書

静岡市長様

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例第9条第2項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

1 保全区域内行為の概要

行 為 の 種 類		
行 為 の 目 的		
行 為 を 行 う 場 所		
行為地及びその付近の状況		
行為の予定年月日	着 手	
	完 了	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（参考 静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例施行規則（案））

第3条 条例第9条第2項の許可を受けようとする者は、着手の30日前までに様式第1号による静岡市における純系ヤマトイワナの保全区域内行為許可申請書により、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。

- （1）行為をする区域の状況を明らかにした図面及び写真
- （2）放流をしようとする場合、放流個体（親魚、稚魚、発眼卵等）のDNAについて明らかにした書類
- （3）捕獲をした個体の飼養をしようとする場合にあっては、飼養施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- （4）捕獲をしようとする場合、その方法を明らかにしたもの
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市におけるヤマトイワナの保全区域内行為許可証

年 月 日付けで申請のあった静岡市におけるヤマトイワナの保全区域内行為については、静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり許可・不許可します。

1 保全区域内行為の概要

行 為 の 種 類		
行 為 の 目 的		
行 為 を 行 う 場 所		
行為地及びその付近の状況		
行為の予定年月日	着 手	
	完 了	

2 許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

注 許可の期間が満了してから 30 日以内に本許可証を返納するとともに、規則に基づく報告を行うこと。

（参考 静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例施行規則（案））

第 3 条

6 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、行為の概要を市長に報告しなければならない。